



2025年5月9日

各位

会社名 S Gホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 松本 秀一
(コード番号 9143 東証プライム)
問合せ先 執行役員 経営企画担当 吉田 貴行
(TEL. 075-693-8850)

当社グループ従業員を対象としたインセンティブ・プラン導入に伴う 株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年5月29日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 3,879,400株
(3) 処分価額	1株につき1,513.5円
(4) 処分総額	5,871,471,900円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E SOP信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2025年3月28日開催の取締役会および本日開催の取締役会において、当社および当社のグループ会社の従業員（以下「当社グループ従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E SOP信託」（以下「E SOP信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

E SOP信託の概要については、2025年3月28日付で公表いたしました「当社従業員を対象としたインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」および本日付で公表いたしました「当社グループ従業員を対象としたインセンティブ・プランの導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E SOP信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E SOP信託契約（以下「本信託契約」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E SOP信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数640,394,400株に対し0.61%（小数点第3位を四捨五入、2025年3月31日現在の総議決権個数6,254,013個に対する割合0.62%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い一定の要件を充足した当社グループ従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、ESOP信託の概要については、本日付で公表いたしました「当社グループ従業員を対象としたインセンティブ・プランの導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社グループ従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社グループ従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2025年5月26日（予定）
信託の期間	2025年5月26日～2028年8月31日（予定）
制度開始日	2025年5月26日（予定）
議決権行使	受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分に係る処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿い、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年5月8日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である1,513.5円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。また、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

以 上